

ご利用前に必ずお読みください

いしかわ清苑の利用について(ご遺族の方へ)

1 火葬開始時間

| 午 前 | | | 午 後 |
|---------|-----------|-----------|-----------|
| 8 : 0 0 | 9 : 0 0 | 1 1 : 3 0 | 1 4 : 0 0 |
| 8 : 3 0 | 1 1 : 0 0 | | 1 4 : 3 0 |

※ 火葬開始時間の30分前より入場できます。

※ 前の火葬参列者様が遺族控室等を使用しているため、30分以上早い入場は出来ませんのでご注意ください。

※ 事故等で火葬開始時間に遅れる場合は、いしかわ清苑へご連絡ください。

(連絡なく遅れた場合は、火葬予約時間に執行できないことがあります。)

いしかわ清苑：☎0247-56-3811

2 火葬当日に必要なもの

(1) 「死体埋・火葬許可証」(いしかわ清苑窓口へ提出)

※ 死体埋・火葬許可証を忘れた場合は、火葬執行できませんのでご注意ください。

(2) 火葬場使用料(いしかわ清苑窓口で納入)

※ 待合室を追加された場合は、待合室追加分の使用料も合わせて納入ください。

(3) その他(葬祭事業者とご相談ください。)

3 納棺の注意事項(お願い)

(1) 棺の中に入れたドライアイスは、必ず出棺前に取り除いてください。

(2) 次の物品は、棺の中に絶対に入れないでください。

ビン類、缶類、金属類、眼鏡、スプレー類、ガスライター、玩具、時計、
多量の本(雑誌類)、プラスチック製品、ビニール類、陶磁器類、
厚手の毛布や布団類、補装具(義手・義足類)、多量の生花、
その他の危険と思われる物。

(3) ペースメーカー装着遺体については、死亡診断書の交付を受ける医師等に、必ず申し出てください。また、火葬の際には、火葬場職員に申し出てください。
(ペースメーカーは、炉内で破裂する恐れがあり非常に危険です。)

※ これらの物が入ったまま火葬しますと、ご遺骨を汚したり傷めたりするだけでなく、火葬時間が長引くうえ、事故の原因にもなり、火葬ができなくなる場合もありますので絶対に入れないでください。

4 待合室等の使用

(1) 火葬予約した時は、待合室(1室)を用意しますので、指定された部屋を使用してください。なお、火葬予約の際に空き部屋があるときに限り、有料で追加使用することができます。

(5火葬場使用料 参照)

(2) 待合室の使用は、すべてセルフサービスです。備え付けの茶器類等は、使用者の責任において所定の場所へ必ず戻してください。

(3) お茶は、使用者において準備してください。

(4) 使用後は、備え付けの用具を使い、清掃、整理、整頓をお願いします。

(5) 待合ホールは自由に使用できますが、食事等のご遠慮ください。

(6) 火葬に要する時間は約70分です。なお、収骨の時間になりましたら係員が館内放送をいたします。

5 火葬場使用料

| 区 分 | 単位 | 構成町村住民 | 構成町村外住民 |
|--------------------|----|---------|---------|
| 13歳以上 | 1体 | 25,000円 | 60,000円 |
| 13歳未満及び改葬遺骨 | 1体 | 15,000円 | 35,000円 |
| 妊娠12週未満の死産児及び人体の一部 | 1回 | 10,000円 | 30,000円 |
| 待合室（追加の場合） | 1室 | 10,000円 | 20,000円 |

※ 待合室の追加は、火葬予約の際に空き部屋があるときに限り追加できます。

※ 構成町村住民とは、死亡時に組合構成町村の住民基本台帳に登録されている方(外国人を含む。)をいい、構成町村外住民とは、それ以外の方をいいます。なお、福祉施設等に入所していた方で、入所前の住所が構成町村であった場合は、構成町村住民に該当します。

以下(別表1)をご参照ください。

(別表1)

| 区 分 | 適 用 | 使 用 料 |
|---------------------------|---------------|---------|
| 住民基本台帳(住民票) | 構成町村にある方 | 25,000円 |
| | 構成町村にない方 | 60,000円 |
| 構成町村内の施設入所者 (学校へ通う者含む) | 前住民票が構成町村にある方 | 25,000円 |
| | 前住民票が構成町村にない方 | 60,000円 |
| 構成町村外の施設入所者 (学校へ通う者含む) | 前住民票が構成町村にある方 | 25,000円 |
| | 前住民票が構成町村にない方 | 60,000円 |

6 そ の 他

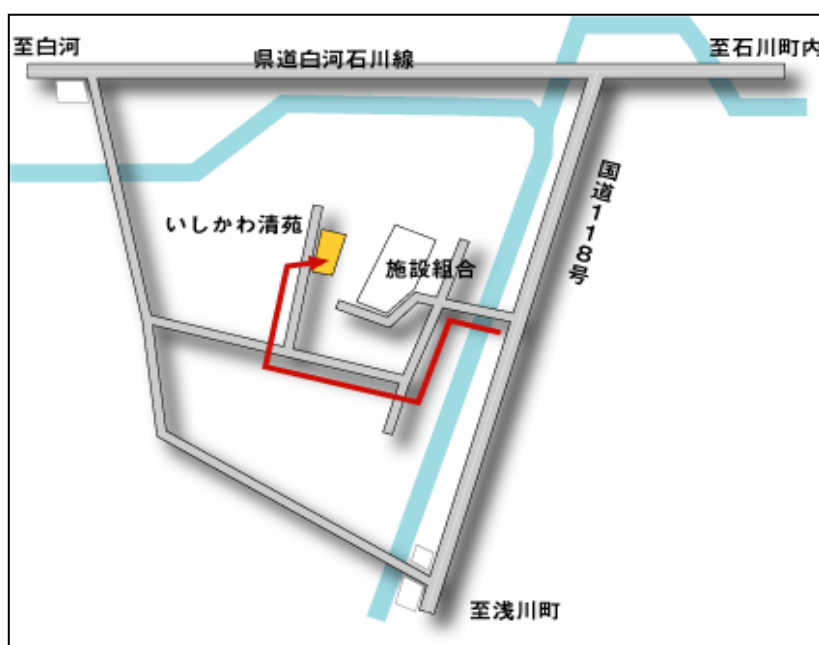
(1) 火葬場職員に対する心づけ(金品)、謝礼等は固くお断りいたします。

(2) 施設内は禁煙です。

※ 喫煙される方は、指定された場所をお願いします。

(3) 立入禁止の部屋には入らないでください。

(4) ご不明な点は係員にお尋ねください。



いしかわ清苑

〒 963-7825

福島県石川郡石川町大字沢井字川井
224番地の16

TEL: 0247-56-3811

FAX: 0247-56-3815

石川地方生活環境施設組合

〒 963-7825

福島県石川郡石川町大字沢井字川井
255番地

TEL: 0247-26-2784

FAX: 0247-26-2649